

おむつの必要証明書を発行します

長寿課 66 1176

確定申告でおむつ代の医療費控除を受ける場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、おむつ、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方で、介護認定を受ける際の主治医意見書に所定の記載がされている要介護認定者は、市が発行する「おむつ必要証明書」で申告できます。発行をご希望の方は、長寿課介護保険担当へ。

「障害者控除対象者認定書」の交付申請を

長寿課 66 1176

次の または に該当する方は、市が発行する「障害者控除対象者認定書」で、確定申告における障害者控除の適用を受けることができます。交付をご希望の方は、長寿課介護保険担当へ。
年齢65歳以上で介護保険制度に基づく要介護認定（1～5）を受けている方
在宅ねたきり老人等手当を受給している方

軽自動車などの廃車、名義・住所変更手続きはお早めに

税務課 66 1115

軽自動車税は、毎年4月1日現在で課税台帳に登録されている所有者に課税されます。したがって、車を廃車、譲渡、盗難などにより実際に所有していないとしても、「所定の届出をしておかないといつまでも税金がかかります。廃車や譲渡をされたときは、お早めに手続きをしてください。」
手続きをされないと、毎年5月に1年分の税金を払わなければいけません。
軽自動車税は、月割りで計算しません。4月1日を過ぎたら廃車、名義変更をして税金の払い戻しはありませぬのでお気をつけください。
次に該当する方は手続きをお忘れなくお願いいたします。
現在使用していない原動機付自転車、軽自動車、名義・住所変更の廃車、名義・住所変更の友人、知人に車を譲渡して名義変更の手続きをして

いない方 3月下旬は窓口が大変混雑しますので、なるべくお早めに手続きを済ませるようお願いいたします。	おもな軽自動車の税額	原動機付自転車 ・総排気量が50cc以下 千円 ・総排気量が50ccを越え90cc以下 千円 ・総排気量が90ccを越え125cc以下 千円	小型特殊自動車 ・農耕作業用 千円 ・その他のもの 千円 軽自動車 ・軽二輪 2千円 ・四輪の乗用車 4千円 ・四輪の貨物車 7千円	二輪の小型自動車の ・総排気量が250ccを超えるもの 4千円	普通自動車の登録検査および廃車、名義・住所変更のお問い合わせは、豊橋自動車検査登録事務所へ。	〔登録〕 0532 8821	〔検査〕 0532 8822
---	------------	---	--	------------------------------------	--	-------------------	-------------------

車種	原動機付自転車（125ccまで） 小型特殊自動車	軽自動車		二輪の小型自動車 （250ccを超えるバイク）
		軽二輪（126cc～250cc）	四輪	
届出先	市役所税務課 税政担当	愛知県自動車協会 （豊橋分室） 0532 34 4601	愛知県軽自動車検査協会 （豊橋支所） 0532 34 3311	愛知県陸運支局豊橋 自動車検査登録事務所 0532 32 8821
届出に必要なもの	<廃車> ナンバープレート 印鑑 <名義変更> 印鑑（新・旧所有者両方） 標識交付書	<廃車> ナンバープレート 印鑑 自動車検査証（軽二輪は軽自動車届出済証） <名義変更・住所変更> 新所有者の住民票の写し 自賠責保険証 印鑑（新・旧所有者両方） 自動車検査証（軽二輪は軽自動車届出済証） 手続きは、自家用自動車組合（蒲郡交通センター内 69 5105）で代行してくれます。		

福祉よろず相談
相談は無料。秘密厳守です。
場所 勤労福祉会館相談室

よろず相談
とき 2月28日（月）・3月14日（月）
午前10時～午後3時
相談員 民生児童委員

法律相談（予約制）
とき 3月4日（金）午後2時～4時
予約受付は2月21日（月）からです。
相談員 弁護士

問合先 両方ともに 69 3911

名称	とき	ところ	相談員	問合先
一般	3月3日（水）・17日（水） 10:00～15:00	家庭児童相談室 （市役所新館2階）	愛知県 女性相談員	児童課 66 1108
子育て家庭	毎週月～金曜日 9:30～17:00		家庭児童 相談員	
母子家庭等	毎週月・火・水曜日 9:30～17:00	児童課	母子自立 支援員	
母子家庭就業	2月22日（火）・3月22日（火） 10:00～16:00		母子就業 相談員	
育児不安	毎週月～金曜日 9:00～17:00	蒲郡市地域子育て支援センター （みどり保育園内）	子育て支援センター （主任保育士）	子育て支援センター 67 0022